

4 事業費及び国庫負担額分類表

事業 主体別	区 分	工 事 費	事 務 費	事 業 費	国庫負担額	負 担 率	市 町 村 数
都 道 府 県	一 般 分	42,159,329	1,156,436	43,315,765	28,184,099	0.679	—
	離 島 分	2,514,026	60,339	2,574,365	1,981,494	0.800	—
	激甚災分	—	—	—	—	—	—
	計	44,673,355	1,216,775	45,890,130	30,165,593	0.685	—
市 町 村	一 般 分	15,957,357	700,840	16,658,197	10,674,244	0.679	457
	離 島 分	1,065,591	47,469	1,113,060	839,956	0.800	25
	激甚災分	10,593,205	389,274	10,982,479	8,891,510	0.851	23
	計	27,616,153	1,137,583	28,753,736	20,405,710	0.750	505 (488)
管 理 組 合	一 般 分	—	—	—	—	—	—
	離 島 分	—	—	—	—	—	—
	激甚災分	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
合 計	一 般 分	58,116,686	1,857,276	59,973,962	38,858,343	0.679	457
	離 島 分	3,579,617	107,808	3,687,425	2,821,450	0.800	25
	激甚災分	10,593,205	389,274	10,982,479	8,891,510	0.851	23
	計	72,289,508	2,354,358	74,643,866	50,571,303	0.710	505 (488)

- (注) 1 激甚災害とは、激甚災害特別財政援助額による嵩上対象事業をいう。すなわち、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、激甚災害となった災害のうち、特別財政援助の交付対象となった事業をいう。
- 2 離島分とは、「離島振興法」、「奄美群島振興開発特別措置法」及び「小笠原諸島振興開発特別措置法」の適用を受ける地域の事業をいう。
- 3 市町村数の計の()書きは一般分、離島分及び激甚災分の重複を除いたものである。